

明るい社会づくり運動北九州地区協議会

会 則

第1条 名 称

本会は、明るい社会づくり運動北九州地区協議会(略称を「フォーラムネット北九州」とする)と称する。

第2条 目 的

本会は、全ての人々の善意を呼びお越し、平和で生きがいのある健全な明るい社会の実現に貢献する運動を推進することを目的とする。

第3条 会員の構成

本会は、第2条の目的に賛同する個人及び団体を以って構成する。

第4条 事 業

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 明るい社会づくり運動を推進するための人材の養成
- (2) 各種の善意に基づく奉仕活動とその援助
- (3) 明るい社会づくりに貢献する各種の研究会及び講演会の開催
- (4) 明るい社会づくりを推進するために必要と思われる諸活動の推進
- (5) その他本会の目的達成のための必要な事業

第5条 役 員

本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 25名以内
- (5) 監査 2名

2 本会に名誉会長、顧問、相談役を置くことが出来る。

第6条 役員の職務

職務は、次の通りとする。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは1名が職務を代行する。
- 4 常任理事は、本会の事業に関する企画立案を行い理事会の承認を得て、その実施にあたる。
- 5 理事会は、会務を議決する。
- 6 監査は、会計を監査する。
- 7 名誉会長、顧問、相談役は各会議に出席し会長を補佐するものとする。

第7条 役員の選任及び任務

役員の任期は、2年とする。但し、特段の事情がない限り3期6年を超えて再任することができない。

2 会長及び副会長は、理事会の推薦によって決める。

- 3 常任理事、監査は会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 理事は、参加団体の代表者の内から互選によって決める。
又、会長が特に必要とするものを理事として委嘱することが出来る。

第8条 会 議

- 1 本会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。
- 2 常任理事会及び理事会は、会長がこれを招集する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 会議の議決は、会の出席者過半数を以って決定し、可否が同数の時は議長がこれを定める。
- 5 社会情勢を鑑みて年1回総会開催を原則とする。

第9条 総会の機能

総会は、以下の事項について理事会の議決内容を報告するものとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の選任、解任
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 会費の額
- (5) 解散時の残金財産の帰属
- (6) その他運営に関する重要事項

第10条 会費及び会計

本会は、会費及び寄付金並びに補助金により運営する。

会計報告は、理事会・総会において行う。

- 2 会費は年会費とし、個人会員は1口月100円とし、年払いは、1,000円とする。
団体は1口10,000以上とする。

3 寄付金

4 その他

第11条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の事務局を北九州市小倉北区三郎丸1丁目5番17号に置く。

本会の会務を処理するため、会長は事務局長を委嘱する。

会長は、事務局に事務次長及び事務局員を置くこととする。

本会の事業を円滑に進めるため、各地域に明社担当者を置くことが出来る。

第13条 この会則に定めるものの他、必要な事項は理事会の決定するところによる。

(付則) この会則は、昭和51年5月8日より施行する。

平成8年4月1日 一部改定施行

平成9年4月1日 一部改定施行

平成17年4月8日 一部改定施行

平成21年4月1日 一部改定施行

令和5年5月27日 一部改定施行